

推薦論文

死後のデータを残すか消すか？： 追悼とプライバシーに関する一考察

折田 明子^{1,a)} 湯浅 壘道²

受付日 2019年7月15日, 採録日 2020年1月16日

概要: インターネットやデジタルデバイスの普及にとともに、死後残されるものは形あるものに限らずデータを含むようになった。故人が残すものには私的な追悼や史料としての価値もあるが、死後の個人情報や故人のプライバシーに関する制度は未整備である。本論文では日常的にインターネットを利用している大学生を対象としてアンケート調査を実施した。その結果、故人のデータについて史料としての有用性は認めつつも、プライバシーへの懸念があること、また死後のデータの扱いについては、自分のデータであれば削除や遺族に任せる傾向があるが、家族や友人のデータは残したい、あるいは判断できないといった対照的な傾向が見えた。死後のデータの扱いについて、故人本人の意思表示や遺族が何を根拠として判断すべきかなど、プライバシーと同時に遺族の追悼感情や後年の歴史的な価値を考慮したうえでのルール作りの必要性が見えてきた。

キーワード：個人情報，史料，追悼，プライバシー，死者

Delete or Retain? Mourning and Privacy of Post-mortem Data

AKIKO ORITA^{1,a)} HARUMICHI YUASA²

Received: July 15, 2019, Accepted: January 16, 2020

Abstract: In the digital age, death is followed by many issues, such as inheritance of digital assets, mourning by the bereaved, and the privacy of both the deceased and bereaved. This paper introduces the results of questionnaire on university students about their impressions and intentions towards post-mortem data. As a result, they consider values of digital remains as well as privacy of the deceased. There are contrasting results on intentions of treating post-mortem data as a deceased or as a bereaved. Thus, it is necessary to develop legal systems treating post-mortem data considering their intentions and values in both personal and historical contexts.

Keywords: post-mortem privacy, personal data, historical materials, mourning

1. はじめに

故人が残した写真や日記、手紙などさまざまなものは、個人的な形見として子孫の目にふれたり、あるいは博物館

の史料として研究者や一般の人の目にふれたりしてきた。すべての世代において幅広くデジタルデバイスやインターネットが利用される現状において、個人がその死後に残すものは、形あるモノに限られなくなった。背景の1つに、高齢者によるインターネット利用の増加がある。情報通信白書によれば、2017年時点で70代の46.7%、80歳以上の20.1%がインターネットを利用しており、なかでも

¹ 関東学院大学人間共生学部コミュニケーション学科
College of Human Symbiotic Studies, Kanto Gakuin University, Yokohama, Kanagawa 236-8503, Japan

² 情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科
Institute of Information Security, Yokohama, Kanagawa 221-0835, Japan

a) oritako@kanto-gakuin.ac.jp

本論文の内容は2018年9月の第81回電子化知的財産・社会基盤研究発表会にて報告され、同研究会主査により情報処理学会論文誌ジャーナルへの掲載が推薦された論文である。

ソーシャル・ネットワーキング・サービス (SNS) については、60 代以上の 30.7% が利用している [1]。さらに若い世代であれば、日常的なコミュニケーションをデジタルデバイスによって行っているうえ、今後数十年の生涯にわたってデジタルデータを蓄積することとなる。すでに、米国における青少年を対象にした研究では、SNS によって故人とのアタッチメントを継続するプロセスで死を受容していることが報告されており、SNS が若年層の同年代の追悼において重要な役割を果たしている状況がある [2]。

各サービスのアカウント情報、他者とのやりとりの記録、自身のライフログなど多種多様なデータは、パソコンやスマートフォンなどのデバイスに格納されているだけでなく、クラウド上にも存在する。これらのデータは、生前であれば、個人情報保護法や EU 一般データ保護規則 (GDPR) などの制度によって利用者本人の意向に基づいて保護される。だが、これらの法制度においては、死後のデータの扱いは明確に規定されていない [3]。ただし、日本の個人情報保護法では、死者に関する情報が遺族などの生存する個人に関する情報でもある場合は、当該の生存する個人に関する情報として対象としている。さらに、現状では、都道府県の 66.0% (31 団体) ならびに市区町村の 57.0% (992 団体) が個人情報の範囲に死者に関する情報を含めている [4]。死者の名誉や人格的利益を守るためや、保有している情報が生存する個人のものか死者のものかを分別することが困難なことがその理由となっている。

死後残される個人情報やパーソナルデータは、誰がどのように判断して扱うべきなのだろうか。仮に故人本人が削除したいという意向を持っていたとしても、そのデータが数十年後あるいは百年後に歴史的な価値を持つ史料になる可能性は無視できない。また、残された遺族が追悼目的でデータを残すことを希望するかもしれない。

本論文では、個人が自ら書いたり発信したりした情報を対象とし、死後のデータの意味について、追悼、歴史的資料としての価値、そしてプライバシーという 3 つの観点から整理する。続いて、インターネットを日常的に利用しコミュニケーションの多くがデジタルデータとして今後も蓄積される若年層である大学生に対して実施したアンケート結果について述べ、今後検討すべき課題について考察する。

2. 関連研究

2.1 歴史的資料

デジタル情報に限らず、故人が残したモノや写真、記録は、歴史を振り返る貴重な史料でもある。本節では、デジタルデータではないが、個人的な経験を記したモノや写真が歴史的資料として活用できる例として、『暮らしの手帖』の取り組みをあげる。終戦から 22 年後の 1967 年、『暮らしの手帖』は戦時下の「庶民の日常の記憶」を集めようと投稿を呼びかけ、集まった写真、絵日記、そして手記によって

特集号を組んだ。「なにに苦しみ、なにを食べ、なにを着、どんなふうに住んできたか、どんなふうに住んでいったか、どんなふうに住んで来たか」(まえがき) を後世に残すためとして、この特集号はより保存性の高い書籍で再度出版された [5]。2018 年には再度投稿が呼びかけられ、高齢となった当事者から子や孫が聞き取って書いたものも対象となった [6]。収録された手記は、戦時中は子どもだった当事者らの視点から家族や近所の人達、親戚らなど関わりのある人達についても詳細に書かれているものが少なく、当時の現実を多面的かつ詳細に知るにあたっての貴重な史料であり歴史の証拠でもある。当時の軍事郵便の写真や、引揚げ時の物品の写真といった個人的な遺品も、戦後 70 年を経過したからこそ、出版物への掲載がなかったといえる。戦後 70 年を経過したゆえに話せたということや、当事者達が亡くなったことを機に話せたということも書かれている。なお、このような歴史の継承にあたっては、「モノ」がなくなれば記憶を受け継ぐことは非常に難しいことを井出がダークツーリズムの文脈において指摘している [7]。

戦争や災害といった悲しみの記録に限らず、当時の日用品や手紙、日記、人が写った写真といったものは、生活や社会情勢を具体的に知ること役立つため、教科書や郷土史、博物館の展示など、各所で目にすることができる。たとえば、昭和初期の家族写真が名前付きで掲載され、「一番小さな男の子が〇〇小 1 年の〇〇さん (魚料理店〇〇経営)」といったように、写真集発行時点の人物の個人情報に言及されているものでは、本人の許諾を得ることは必要ではあるが、過去から現在へ歴史が繋がっていることが明確に感じられるものとなる [8]。

2.2 デジタル情報と追悼

故人がデジタル情報を残すようになってからは、どのような取り組みがあったのか。ここでは、故人が自ら作成したコンテンツを対象として説明する。2000 年代には、故人の個人 web サイトをリンク集として別のサイト上に集め、その死を悼むといった動きがみられた。これらはサイバー記念碑 (Cyber Memorials) やバーチャル墓地 (Virtual Cemeteries) と呼ばれ、サイトの訪問者が電子掲示板に故人へのコメントを書き込めるようになっていた [9]。近年では、Forever missed (<https://www.forevermissed.com/>) や Legacy.com (<http://memorialwebsites.legacy.com/>) など、無料あるいは有料で故人の写真や経歴をまとめたページを作るオンライン追悼 (Online Memorial) のサービスがあり、故人を名前で検索することができる。サービスによっては、公開期間に期限がつく。また、Living Headstones (<https://www.monuments.com/living-headstones>) のように、追悼サイトへのリンクを QR コードにし、墓石に刻むサービスも存在する。こうしたサービスでは生前に設定で



図 1 Facebook における追悼アカウント管理人設定
Fig. 1 Setting for a legacy contact on Facebook.

きるものもあり、死後の自分に対する評判をコントロールすることが可能になったという見方もある [10].

2019 年時点、サービスによっては SNS の利用者が、死後そのアカウントを「追悼アカウント」として保存する選択肢がある。たとえば、Facebook では、プロフィールの名前の横に「追悼」と表示される。Instagram では外見上の違いはないが、「いいね！」を含めページの変更はいっさいできない。追悼アカウントでは写真や投稿は残され、生前のプライバシー設定に応じて、友達はその内容を見ることができるが、検索結果には表示されない。Facebook では、「設定」→「アカウント管理」という利用者がアクセスしやすい画面から、「追悼アカウント管理人」を指定し、プロフィールへの投稿や、新たな友達リクエストへの対応、さらにアカウント削除のリクエストを任せることができる (図 1)。生前に管理人が指定されなくとも、遺族からのリクエストによってアカウントを追悼アカウントに変更することは可能である。なお、Facebook の追悼アカウントは、2007 年 4 月にバージニア工科大学で発生した 33 名が死亡する銃乱射事件の後、その犠牲者となった故人のアカウントを無期限に残したいというリクエストが殺到したために整備された。それまでは、利用者の死後 30 日でアカウントは削除されていた [11].

一方、死後に故人のデータを残すことについては、2つの見方がある。1つは、故人との絆を継続することにより、悲しみを受容する「継続する絆理論」(Continuing Bond Theory) に基づくものであり [12], 故人のデータを残し閲覧することが遺族にとって悲しみの受容を助け、伝統的な葬式に代わるものになるという見方である [13]. もう1つは、残されたサイトに長期にわたって故人へのコメントが投稿され続けることが、見る人に苦痛をもたらし続けるという見方である。Brubaker らは故人のアカウントを自ら自分のネットワークからは削除するといった意識的な行為が必要だと指摘し [14], 大谷は家族や友人・知人にとっては、故人のサイトは亡くなった人々の記憶をとどめ、想起するための“よすが”となる一方で、残された人々の状況によっては、大切な人の死亡の事実をことさらに意識させ、後悔が募ることもありうる」と指摘した [15].

2.3 プライバシの問題

故人が残したものに關するプライバシー問題は、デジタル情報以前から存在している。たとえば、現代史にかかわる話では、関係者や近い親族が存命中ゆえに何が起きていたのかを掘り下げにくく、現在生きている人達を糾弾することなく記憶を承継することの困難さへの指摘がある [7]. それゆえに、2.1 節で述べたように、数十年が経過して初めて公開され共有されるエピソードがある。

残されるのがデジタル情報であれば、さらにプライバシーの問題は深刻なものとなる。データは複製が容易であり、かつソーシャルメディアのように他者との交流それ自体や、交流から生まれる情報もプライバシー保護の対象となり得るからである。ただし、故人のプライバシー (post-mortem privacy) については、いずれの国・地域の法制度においても明確に概念化し保護するには至っていない [16].

湯浅らは故人のプライバシーの実運用について、3種類に分類している。第1は、生存する相続人や親族に決定を委ねるもの (ブルガリアやエストニアが採用)、第2はデータ保護法制ならびにプライバシー保護法制の適用対象を死者にも拡大するもの (フランスが採用)、第3は財産権的な保護への転換を図るもの (アメリカのいくつかの州で採用) というものである [3].

ソーシャルメディアに関しては、特に他者とのかわりというデータの扱いを考える必要がある。サービスによっては、利用者間の情報共有範囲の設定も異なり、仮に相続者が故人のアカウントにログインできたとすれば、他の利用者が故人に対して共有や開示していた情報を相続者が目にする事となり、故人だけでなく、生存する他の利用者のプライバシー侵害にもつながりかねない。たとえば、Instagram では「同時にそのアカウントを凍結することで故人のプライバシー保護に努めます」とし、Pinterest では「Pinterest のユーザのプライバシーを尊重するために、アカウントに含まれるいかなる個人情報またはログイン情報も提供することはできません」と説明するなど、故人にもプライバシーという言葉を用いている。

利用者本人が決定できるものでは、Google が 2013 年 4 月から開始した「アカウント無効化ツール (Inactive Account Manager)」がある。これは、あらかじめ指定した期間 (3~18 カ月) にアカウントのアクティビティがなくさらに設定された連絡先への連絡に反応がないことが判明した時点で、設定しておいた方法でデータが処理される (削除あるいは共有) ものである。これにより、たとえば配偶者にはメールと写真、親友にはブログと YouTube といったように、相手ごとにどのサービスのコンテンツを譲渡するかを指定することができる。先述した Facebook の追悼アカウントの管理人と同様、生前に設定しておくことで、故人の意思を死後のデータの扱いに反映させる仕組みの1つといえる。

一方、2018 年 7 月には、ドイツにて相続者によるアカウ

ントへのアクセスを認める判決が出た。故人の母親が、亡くなった娘の Facebook へのアクセスを求めたものであり、裁判所はアカウントを日記や手帳と同様の遺産に相当すると判断した [17]。これは、湯浅らが分類した「生存する相続人や親族に決定を委ねる」ケースといえる。今後、同様の判断がなされる場合には、故人と「友人」としてつながり、情報共有範囲としている、生存する利用者の情報やそのプライバシーの保護を検討する必要がある。特に、日常的なコミュニケーションの大半をソーシャルメディアやメッセージングサービスで行っている世代では、故人本人がつながる友人の範囲は大きい。

3. 調査

3.1 調査実施概要

死後残されるデジタルデータの扱いについて、自らのデータや他者のデータはどのようにとらえられているのか。本論文では、日常的にスマートフォンでインターネット上のサービスを利用し、デジタルデータを蓄積しつつある若年層の意向を明らかにすることとした。高齢者でなく若い世代を対象としたのは、デジタルデバイスを介したコミュニケーションが一般的であり、かつ今後数十年にわたってデジタルデータを蓄積するであろうことから、今後のサービス設計への方向性をみるためである。

本調査では、首都圏にある私立大学 A において「ネット・コミュニケーション」科目を履修する大学生 (1–4 年生) を対象とした。オンラインアンケートシステム SurveyMonkey を利用し、授業内にアナウンスをしたうえで実施した。本調査は無記名によるものであり、かつ調査への回答は強制ではなく、目的と内容についての説明に同意した学生のみが任意で回答した。この科目は、基本的なインターネット利用リテラシについて学ぶ内容である。アンケートの実施時期は個人情報やプライバシーについての講義は未受講の状況であった。実施時期は 2018 年 6 月 22 日～25 日、回答者数は 60 名 (男 29 名・女 31 名)、回答者の年齢内訳は 10 代 42 名 (70%) 20 代 18 名 (30%) である。すべての回答において性別による有意な差はみられなかった。

アンケートの構成は次のとおりである。まず、家族や親族の写真や遺品について聞いた。続いて、数十年以上前の故人に関して博物館における個人的な資料の展示、具体的な人名をあげたうえでの史料の扱い、その後は現在の故人に関して事件・事故の被害者の SNS の報道利用について聞いた。最後に、死後残すデータおよびモノについて、自身が故人になった場合と遺族になった場合について聞いた。

3.2 結果

3.2.1 亡くなった家族・親族の写真や遺品

家族や親族の写真や遺品について感じることにについて複数回答で聞いた。その結果、「長く残しておきたい」、「大切

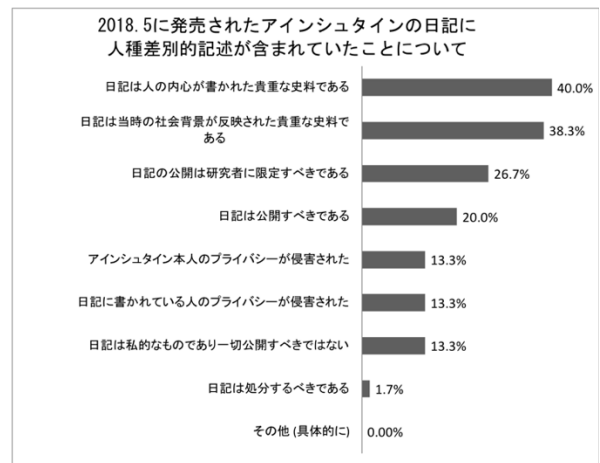


図 2 アインシュタインの日記発売について (複数回答)

Fig. 2 Einstein's travel diary (MA).

なものである」(いずれも 68.3%) が上位であり、「懐かしくなる」(56.3%)、「たまに眺めたい」(45.0%)が続いた。一方、「滅多に眺めることはない」は 3.3%と少数であり、「近々処分したい」、「特に大切なものではない」を選んだ回答者は 0 であった。

3.2.2 史料としての日記について

2018 年 5 月に発売されたアインシュタインの日記に人種差別的記述が含まれていたことを示したうえで、史料としての評価およびプライバシー、日記公開の可否についての選択肢を用意した。結果は図 2 のとおりである。史料としての価値を認める選択肢が上位であった。日記の著者本人および書かれている人のプライバシー侵害を認めるものはいずれも 13.3%にとどまった。日記の公開範囲については、「研究者に限定」が 26.7%と最多であるが、「公開すべき」が 20.0%と続いた。処分すべきという意見は 1.7%であった。

3.2.3 展示や報道について

過去の故人の扱いについては、博物館における個人的な手紙や写真の展示について、現在の故人の扱いについては、報道における故人の SNS の利用について、それぞれ別の質問として 4 件法で聞いた。ただし、これらの 2 つの質問についてはアンケートシステムの設定において「分からない」、「無回答」という選択肢が未設置であり、かつ設定不備のために欠損が発生した。博物館の展示についての質問では、最大 21 件 (35%) の欠損があった。欠損を含めた場合と除外した場合で、項目間の有意差に違いはなかったが、平均値の差は 0.64 から 0.95 となったため結果は分析に用いないこととした。

事件・事故の犠牲者の SNS の報道利用の質問については、欠損が最少 3 件 (5%)、最大 7 件 (11%) であり、欠損を含めた場合と除外した場合、項目間の有意差に違いはなく平均値の差は 0.14 から 0.34 となった。この結果を表 1 に示す。欠損となった意図が不明のため、加重平均は用いない。それぞれの項目に対し「そう思う」とした回答者の

表 1 犠牲者の SNS の報道利用について (4 件法)

Table 1 Victim's social media on mass media (four-point scale).

項目	% (度数)									
	そう思う	ややそう思う	あまりそう思わない	そう思わない	欠損	そう思う	ややそう思う	あまりそう思わない	そう思わない	
事件や事故を詳しく知ることができる	25.0%	15	36.7%	22	20.0%	12	6.7%	4	11.7%	7
亡くなった方について詳しく知ることができる	13.3%	8	41.7%	25	18.3%	11	15.0%	9	11.7%	7
犠牲者の生前の暮らしぶりを知ることができる	6.7%	4	45.0%	27	30.0%	18	10.0%	6	8.3%	5
亡くなった方の個人情報やプライバシーが侵害される	53.3%	32	31.7%	19	8.3%	5	0.0%	0	6.7%	4
事件の悲惨さをより強く感じる	43.3%	26	35.0%	21	3.3%	2	8.3%	5	10.0%	6
故人のアカウントにアクセスしてみようと思う	1.7%	1	13.3%	8	26.7%	16	50.0%	30	8.3%	5
故人についてもっと知られたいと思う	5.0%	3	11.7%	7	33.3%	20	40.0%	24	10.0%	6
SNS を報道に使う必要はない	43.3%	26	28.3%	17	23.3%	14	0.0%	0	5.0%	3

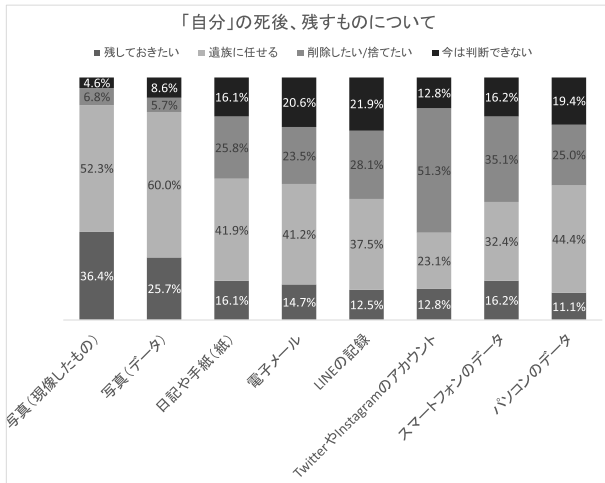


図 3 自分の死後の意向

Fig. 3 Intention for postmortem handling (as deceased).

割合が高いものは、「亡くなった方の個人情報やプライバシーが侵害される」(53.3%)と、「事件の悲惨さをより強く感じる」[SNS を報道に使う必要はない] (いずれも 43.3%)であった。

3.2.4 自分が死んだとき・家族や友人が死んだとき

死後残す、あるいは残されるデータやメッセージについて、自分の死後と家族や友人の死後それぞれにおける意向を聞いた。結果は図 3 および図 4 のとおりである。自分自身に関しては、残すよりも他の遺族に任せる、削除するという傾向があり、対照的に、家族や友人に関しては残しておきたい回答が多く、削除したいという回答は少数という傾向にあった。

ただし、残しておきたい、または削除したいという意向が最多だったものは、自分と家族や友人のデータで共通していた。「写真(現像したもの)」(自分: 36.4% 家族・友人: 78.7%)、「写真(データ)」(自分: 25.7% 家族・友人: 71.4%)は残したいものであり、「Twitter や Instagram のアカウント」(自分: 51.3% 家族・友人 11.1%)は削除したいものとして、いずれにおいても最多であった。

自分の死後の遺品・データの種類の関連については、「日記や手紙」と「電子メール」には強い正の相関(.749**)がみられたほか、「LINE の記録」(.639**),「写真(データ)」(.632**)には正の相関がみられた。このほか、「電子メール」と「写真(データ)」(.635**),「LINE の記録」(.631**)にも正の相関がみられた。

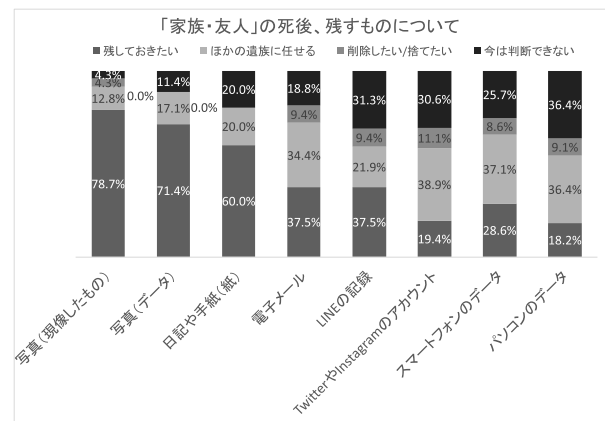


図 4 家族・友人の死後の意向

Fig. 4 Intention for postmortem handling (as bereaved).

家族や友人の死後の遺品・データの種類の関連については、強い正の相関がみられたものはなかったが、正の相関がみられたものは「日記や手紙」と「電子メール」(.670**),「LINE の記録」(.536**),「Twitter や Instagram のアカウント」(.525**),「PC のデータ」(.626**)であった。また、「電子メール」と「写真(データ)」(.516**),「LINE の記録」(.664**),「Twitter や Instagram のアカウント」(.656**)にも正の相関がみられた。

4. 考察

4.1 遺族としての立場と当事者としての立場の違い

本調査では若年層の一部である大学生を対象とし、かつ 10 代から 20 代であったことから、自分自身の死はまだ身近な年齢とはいええない。回答者によっては家族や友人の具体的な死に直面した経験を持っている可能性があるがこの調査ではその区別はできていない。全般的な結果として、家族や友人の写真や日記などの遺品やデータは残したいが、自分のものについては削除したいという相反する傾向が見えた。

家族や友人の死を想定し自分が残される立場とした問いにおいては、亡くなった家族らが残したものの全般および写真や手紙、個別のデータの扱いに関する問いのいずれにおいても、残しておきたいという傾向は共通していた。特に写真は現像したもの、データともに残しておきたいという回答が 70% を超えており、写真データを削除したいという回答はゼロであった。パソコンやスマートフォンのデータ、ソーシャルメディアのアカウントについては、ほかの遺族に任せる、今は判断できないという回答のポイントが高い。自分自身のデータではなく、家族や友人のデータであるゆえに自分が決めるべきものではないという判断があったのかもしれない。残しておきたいという回答が 60% にのぼった日記や手紙(紙)の扱いについては、電子メール、LINE、ソーシャルメディアおよび PC のデータと正の相関関係があり、大学生世代にとって、これらが近い位置づ

けにあることが推測できる。

対照的に、自分のものやデータへの意向は、同じ選択肢を示した家族・友人の問いとは異なり、すべての項目において、削除したいという回答がより多数となった。また、今は判断できないという回答の割合は自分が遺族となった場合と比較して少なく、自分のデータについては現時点において何らかの意向があることが示された。この意向は必ずしも保存や削除といった具体的なものではなく、むしろ「遺族に任せる」が大きな割合を占めている。Twitter や Instagram のアカウントのみ、遺族に任せるよりも削除したい意向が明確に表れた。また、日記や手紙（紙）と電子メールには強い正の相関がみられたほか、写真（データ）と LINE の記録にも正の相関がみられた。写真のデータ以外は他者とのコミュニケーションツールであるが、写真も他者との共有をするなど、他者とのかわりにおいて近い位置づけがなされている可能性がある。

このように、自分が故人となった場合と家族や友人が故人となり自分が遺族となった場合では、削除や残す、遺族に任せるといった意向の違いが見えた。このことから、残されたデータの扱いを判断するための根拠やルールの必要性が見えてきた。先行研究であげたように、生存する相続人や親族に決定を委ねるのであれば、遺族の意思どおり「残す」可能性が高くなるかもしれないが、それが故人の生前の意思と一致するとは限らない。また、プライバシー保護法制の適用対象を死者にも拡大するのであれば、生前に示された意思やサービスにおける設定に沿ってデータを「削除する」可能性が高くなるかもしれない。2.2 節で述べた Facebook における「追悼アカウント管理人」設定のほか、2.3 節で述べた Google が提供する「アカウント無効化ツール」などは、生前にデータの扱いを決めておける手段であり、残された遺族がデータの扱いを判断する根拠でもあるといえるだろう。

4.2 史料としての有用性とプライバシー懸念

アインシュタインの日記を例にした問いでは、史料としての有用性を示す回答が多数を占めた。なお、プライバシーへの配慮については、アインシュタインの日記を「研究者に限定すべき」という回答が一定数を占めており、公開範囲を限定することが、史料としての価値とプライバシーの両立の一案ととらえられた可能性がある。

事件・事故の報道のように現在において発生しうることについての質問では、故人本人のプライバシーの懸念や SNS を報道に使う必要はないという回答が多数を占める結果となった。ただし、この設問では欠損も発生しており、回答者によっては判断が難しかった可能性もある。

5. おわりに

本論文では、死後のデータの意味について、先行研究の

整理および大学生を対象としたアンケート結果から考察を行った。残される側は、故人のものを残しておきたいが、自分が死ぬときには削除したいというように、相反する意向が見えたり、史料としての有用性は認めつつも亡くなる方の SNS データの報道利用についてプライバシーへの懸念が見えたりするなど、状況によって相反する結果が見えた。死後のデータの扱いについて、誰の意向を最も優先すべきなのか。個人の死後も、そのデータの取り扱いには生前の本人の意向を反映させるべきだと考えるならば、削除を望まれたデータは削除し、残すことを望まれたデータは残すことになる。だが、残される側が故人を悼む意味でも残しておきたいと望んだ場合でも、やはり故人本人の意向が優先されるべきであろうか。特にオンラインに残され、生存する「友達」との関係性が保たれたままとなる SNS データに関しては、相続というスキームで扱うべきか否かも考える必要がある。2.3 節でふれた Facebook へのアクセスを遺族に認めた判決は、その課題の 1 つであろう。さらに社会的な価値という意味では、その故人のデータは、後年歴史的な価値を持つ史料になる可能性も考慮する必要がある。直近の出来事については、故人や関係者のプライバシーが意識されることはアンケート結果にも表れていたが、史料となった場合は有用性がより重視される。たとえば著作権にならって、ある程度の年数故人のデータを秘匿しその期限が切れた際には閲覧ができるといった解決策もありうるであろう。

死後残されたデータの扱いについては、日常生活におけるデジタルデバイスの利用状況や、人間関係におけるコミュニケーションの方法、目的などが影響すると考えられる。今後は、幅広い年代やサービスの利用状況と死後のデータの扱いに対する意向の関係性を明らかにしつつ、現行の法制度やサービス設計ではどのような判断が可能でありかつ何が足りないのか、そして当人、遺族、そして社会にとって死後のデータを尊重することの意味について検討を進める。

謝辞 本研究は、科研費基盤 C「ソーシャルメディアにおける死者のデータとプライバシーの再検討」(16K00468) の研究成果の一部である。またアンケートにご協力いただいた方に感謝の意を表す。

参考文献

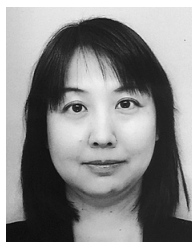
- [1] 総務省：平成 30 年版情報通信白書：第 2 部第 2 節 (2) (2018)。
- [2] Williams, A.L. and Merten, M.J.: Adolescents' Online Social the Death of a Peer, *Journal of Adolescent Research*, Vol.24, No.1, pp.67–90 (2009)。
- [3] 湯淺壱道, 折田明子: GDPR (一般データ保護規則) と死者の個人情報, 情報処理学会研究報告, Vol.2018-EIP-80, No.6, pp.1–6 (2018)。
- [4] 総務省：地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会 (第 2 回) 資料 3「個人情報の定義の明確化」, 入手

- 先 (http://www.soumu.go.jp/main_content/000455021.pdf) (参照 2018-08-20).
- [5] 暮しの手帖編：戦争中の暮しの記録，暮しの手帖 (1969).
- [6] 暮しの手帖編：戦中・戦後の暮しの記録，暮しの手帖 (2018).
- [7] 井出 明：ダークツーリズム～悲しみの記憶を巡る旅，幻冬舎 (2018).
- [8] 岩田忠利：わが町の昔と今：港北区編，「とうよこ沿線」編集室 (2000).
- [9] Roberts, P. and Vidal, L.: Perpetual care in cyberspace: A portrait of Web memorials, *OMEGA: The Journal of Death and Dying*, Vol.40, No.4, pp.57-76 (2000).
- [10] Buitelaar, J.C.: Post-Mortem Privacy and Informational Self-Determination, *Ethics and Information Technology*, Vol.19, No.2, pp.129-142, Springer Netherlands (2017).
- [11] McEwen, R. and Scheaffer, K.: Virtual mourning and memory construction on facebook: Here are the terms of use, *Proc. ASIST Annual Meeting*, Vol.50 (2013).
- [12] Klass, D., Silverman, P.R. and Nickman, S.L.: *Continuing Bonds: New Understandings of Grief*, Philadelphia, Taylor & Francis (1996).
- [13] Getty, E., Cobb, J., Gabeler, M., Nelson, C., Weng, E. and Hancock, J.T.: I said your name in an empty room: Grieving and continuing bonds on facebook, *2011 Annual Conference on Human Factors in Computing Systems* (2011).
- [14] Brubaker, J.R., Kivran-Swaine, F. Taber, L. and Hayes, G.R.: *Grief-Stricken in a Crowd: The Language of Bereavement and Distress in Social Media* (2011).
- [15] 大谷卓史：過去からのメディア論：インターネット上の死者の記憶，*情報管理*，Vol.59, No.12, pp.859-862 (2017).
- [16] Harbinja, E.: Post-mortem privacy 2.0: Theory, law, and technology, *International Review of Law, Computers & Technology*, Vol.31, No.1, pp.26-42 (2017).
- [17] Alkousaa, R.: Heirs can access Facebook account of deceased relatives: German court, Reuters (2018), available from (<https://www.reuters.com/article/us-facebook-privacy-germany/heirs-can-access-facebook-account-of-deceased-relatives-german-court-idUSKBN1K219A>) (accessed 2018-08-20).

推薦文

著者は早くから人が死を迎えた際，死者が SNS 上などに生前残した情報の死後の扱いという新規的かつ独創的な問題に取り組んできた。本論文ではその後の情報技術の環境変化にともなって死後に残されるものがデータ化されることがもはや一般的になりつつある環境下での死後のデータについて，追悼，史料，プライバシーという3つの観点からその意味を議論する必要性を指摘し，故人と遺族との間の意思尊重のバランスという情報と人間の関わりの中でも最も重い人格的課題をアンケート調査の結果から指摘している点で今後の社会全体への影響が大きい。以上から本論文は論文誌ジャーナルに推薦するに相応しいと思われるので推薦する。

(電子化知的財産・社会基盤研究会研究会主査
原田要之助)



折田 明子 (正会員)

1998年慶應義塾大学総合政策学部卒業。2007年博士(政策・メディア)(慶應義塾大学)取得。中央大学ビジネススクール助教，慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任講師，Kennesaw State University Visiting Assistant Professor 等を経て関東学院大学人間共生学部コミュニケーション学科准教授。2018年より情報処理学会電子化知的財産・社会基盤研究会(EIP)幹事。情報プライバシー，リテラシ教育の研究に従事。



湯浅 壘道 (正会員)

九州国際大学法学部教授，副学長を経て2011年より情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科教授。総務省情報通信政策研究所特別研究員ほか。情報法，サイバーセキュリティ法制の研究・教育に従事。